

元食産第 3 3 2 8 号

令和元年 1 2 月 2 日

日本農林規格調査会会長 殿

農林水産大臣 江藤 拓



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記 1 に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記 2 から 5 に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、同法第 5 条において準用する第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格

【改正】

- 2 有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）
- 3 有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）
- 4 有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）
- 5 有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）